

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	株式会社ヤマダ電機
【英訳名】	YAMADA DENKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三嶋 恒夫
【本店の所在の場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	0570(078)181(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 福井 章
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	0570(078)181(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 福井 章
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2020年6月26日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2020年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円 総額 8,804,510,180円

効力発生日 2020年6月29日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

2020年10月1日(予定)を効力発生日として、当社が営む「家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業」を、当社の100%子会社である株式会社ヤマダ電機分割準備会社に承継させる吸収分割を行うこととし、承継会社との間の吸収分割契約について承認するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

当社は、持株会社体制に移行する予定であり、これに伴い、当社の商号(現行定款第1条)、事業目的(現行定款第2条)を変更すること、併せて、取締役の員数(現行定款第20条)、代表取締役及び役付取締役(現行定款第23条)の定款規定の一部を変更することについて承認するものであります。

なお、これらの変更は、吸収分割の効力発生を条件として、吸収分割の効力発生日に変更の効力を生ずるものとする。

第4号議案 取締役10名選任の件

山田 昇、三嶋 恒夫、小林 辰夫、上野 善紀、小暮 めぐ美、  
福井 章、福田 貴之、村澤 圧司、得平 司、光成 美樹  
を取締役に選任するものであります。

なお、得平 司、光成 美樹は、社外取締役であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

岡本 潤、飯村 北を監査役に選任するものであります。

なお、飯村 北は、社外監査役であります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	6,922,600	204,034	0	(注)1	可決(97.14%)
第2号議案 吸収分割契約承認の件	7,118,636	7,990	0	(注)2	可決(99.89%)
第3号議案 定款一部変更の件	7,110,830	15,794	0	(注)2	可決(99.78%)
第4号議案 取締役10名選任の件				(注)3	
山田 昇	6,025,708	1,009,827	90,933		可決(84.55%)
三嶋 恒夫	6,489,183	548,205	89,084		可決(91.06%)
小林 辰夫	6,529,539	590,026	6,912		可決(91.62%)
上野 善紀	6,531,611	587,954	6,912		可決(91.65%)
小暮 めぐ美	6,541,791	577,774	6,912		可決(91.80%)
福井 章	6,541,583	577,982	6,912		可決(91.79%)
福田 貴之	6,530,696	588,869	6,912		可決(91.64%)
村澤 庄司	6,531,234	588,331	6,912		可決(91.65%)
得平 司	6,655,751	470,727	0		可決(93.39%)
光成 美樹	6,666,956	459,522	0		可決(93.55%)
第5号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
岡本 潤	6,861,871	264,595	0		可決(96.29%)
飯村 北	6,896,246	230,225	0		可決(96.77%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上